

法人県民税法人税割の超過課税の改正について

1 趣旨

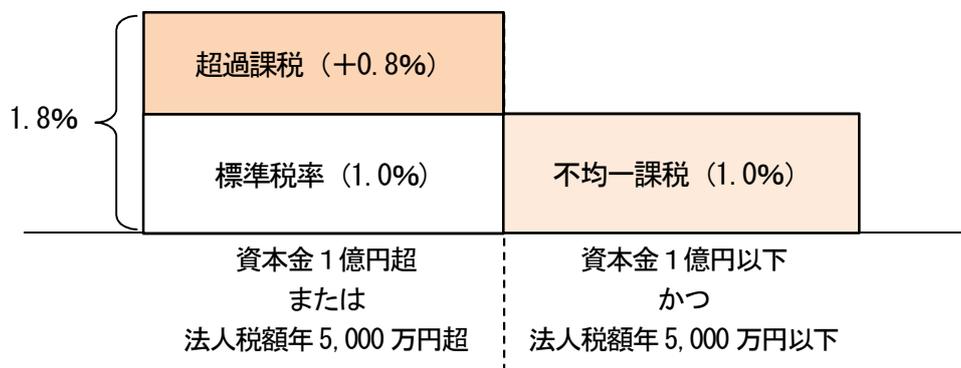
法人県民税の法人税割の特例措置（超過課税）について、その適用範囲を拡大した上で適用期間を5年間延長することとしたい。

2 特例措置の概要

地方税法上の法人県民税法人税割の税率は、標準税率1.0%、制限税率2.0%となっている。

本県では、厳しい財政状況の中、主要な施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から、令和3年1月31日までに終了する事業年度について、法人県民税法人税割の税率を1.8%（標準税率+0.8%）とする超過課税を実施している。

併せて、中小法人の保護・育成等の観点から、資本金1億円以下かつ法人税額5,000万円以下の法人については、標準税率相当まで税負担を軽減する不均一課税を実施している。



3 改正案

(1) 法人県民税法人税割の超過課税について、税率はそのままに適用期限を5年間延長。

現 行：令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分

改正後：令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分

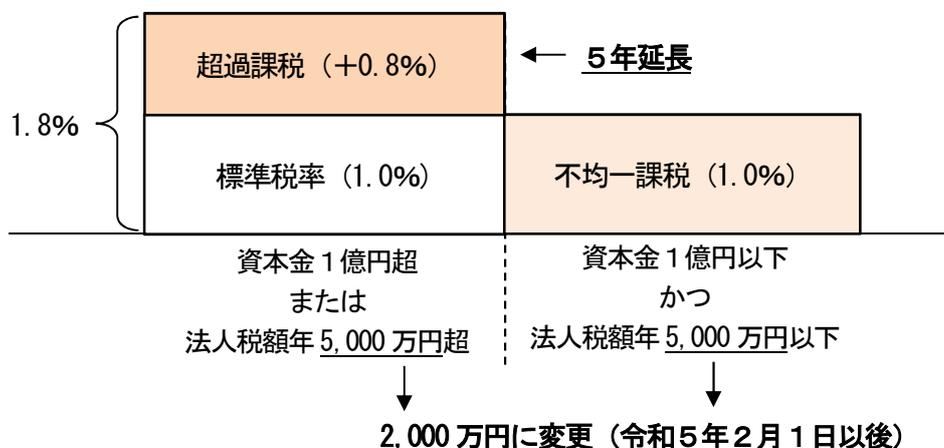
(2) 超過課税の適用対象となる法人税額要件を引下げ。

現 行：資本金1億円以下または法人税額年5,000万円超

改正後：資本金1億円以下または法人税額年2,000万円超

なお、(2)の改正については、法人への十分な周知期間を設ける観点および消費税率引上げによる影響を回避する観点から、超過課税の延長から2年間の猶予期間の後、適用することとする（令和5年2月1日以後に終了する事業年度分から適用）。

(参考) 改正のイメージ



4 改正の理由

滋賀県税制審議会において、法人県民税法人税割の超過課税および中小法人等に対する不均一課税のあり方について審議が行われ、12月に以下のとおり答申が出された。

- (1) 滋賀県の財政が依然として厳しい状況にある中、今後も主要な施策を推進するためには、引き続き自主財源の充実確保を図る必要があることから、超過課税については、継続することが適当。
- (2) 現在、超過課税の対象が一部の法人に偏っており、課税の公平性の観点から課題があること、また、地域を支える財源を皆で負担し合うという県民税の意義を踏まえれば、超過課税についても薄く広く負担を求めていくことが望ましいことから、超過課税の対象を中小法人等に拡大する方向性で、不均一課税の適用条件を見直すことが適当。

答申の方向性を踏まえ、超過課税の適用期間を延長し、自主財源の充実を図るとともに、超過課税の適用対象を拡大することで、課税の公平性の確保を図る。